

令和3年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で51回目を迎える。

わが国の労働災害は長期的には減少してきており、令和2年の死亡者数は802人で過去最少となった。しかし、死傷者数は高年齢労働者の労働災害、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」による労働災害の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により平成14年以降で最多となった。

また、本年上半期（1～6月）の労働災害の状況を見ると、林業以外のすべての業種で労働災害が増加した。特に小売業、保健衛生業（社会福祉施設含む）、警備業等を含む第三次産業の労働災害発生状況は昨年同時期より48.6%増となっており、事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他（主として感染症によるもの）」が目立つ。今後は、引き続き感染症対策を徹底しながら、事業活動を軌道に乗せていくことが求められ、これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

労働衛生の分野では、今年4月1日に溶接ヒュームが特定化学物質に加えられ、特定化学物質障害予防規則（特化則）により規制されることになった。これは、金属アーク溶接等作業時に発生する溶接ヒュームにばく露されると、じん肺のほか、その中に含まれるマンガンによる神経障害や肺がん等の健康障害を引き起こすおそれがあることが明らかになったことによるものである。これにより、全体換気の義務、溶接ヒュームの濃度測定の実施、有効な呼吸用保護具の選択・使用等のばく露防止等が令和5年4月1日までに段階的に義務付けられるため、漏れのない実施が必要となる。また、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくり、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」による健康づくり、労働施策総合推進法等の改正による職場におけるハラスマント防止対策の強化、石綿障害予防規則の改正による解体工事等における石綿によるばく露防止対策の強化も必要となっている。

いずれも、労働災害を防止する上で重要な施策であり、これから職場の安全と健康の確保に直結する取り組みである。日頃の安全衛生活動や安全衛生教育の中でしっかりと周知・徹底することが望まれる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、昨年度から引き続き感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業で使用するフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、
「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」
を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月15日までとする。

3 運動標語

「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- (2) 報道機関等を通じての周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (6) 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
- (18) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施